

### リーフレットの配付に際して

このリーフレットは、「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）」の周知を目的としたものです。配付に際し、お伝えしたいポイントを記載しました。

奨学金の申込書類は後日、学校より希望者に書類の配布があります。募集が始まってから慌てることのないよう、事前に次のことを伝えします。

#### <お伝えしたいこと>

- お金に関する大切な内容のため、このリーフレットは家に持ち帰り、必ず家族の方に見せてください。そして、奨学金の申込みについてご相談ください。
- 給付型奨学金の支給額は、私立・自宅外では年額にして最大91万円程度です。また、給付型奨学金と併せて、授業料と入学金の支援もあります。  
なお、給付型奨学金又は授業料等減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の月額が制限され、振込額が0円になる場合もあります。
- 令和9年4月に、大学、短期大学、専門学校に進学する人（または、高等専門学校4年に編入学する人）で、経済状況及び学力（成績・学修意欲など）の条件に合う人が対象となります。
- リーフレットのPoint4「世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？」にある進学資金シミュレーターの二次元コードからは、支援額が試算できるシミュレーションのツールを利用できます。
- リーフレットの裏面にある二次元コードからLINE公式アカウント「高等教育の修学支援」に登録して、制度の概要をご確認ください。
- リーフレットのPoint1「対象になる学校は？」の二次元コードから、進学を希望する学校が支援の対象校であるかご確認ください。
- 多子世帯の場合、所得制限なく授業料・入学金が免除になります（金額の上限あり）。多子世帯で授業料減免のみ対象となる方も、予約採用での申込みが必要です。なお、多子世帯による支援を受けるための学力等の要件は給付型奨学金と同じです。
- 給付型奨学金の条件に合わなくても、貸与型の奨学金があり、同時に募集が始まります。
- 奨学金の申込みには、生徒本人及び生計維持者のマイナンバー（12桁の個人番号）の入力が必須です。「マイナンバーカード」を持っていないことと「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、マイナンバーカードを持ってなくても、通知カードやマイナンバー記載の住民票の写しでマイナンバー（12桁の個人番号）が確認できます。申込時に必要となりますので、事前に番号をお手元にご用意ください。